

## 屋久島町エコツアーリズム推進協議会現状

令和 5 年に全体構想承認後行っている特定自然観光資源指定について、先行指定を目指していた永田浜については、地域との協議を継続して行っている現状である。

令和 7 年度も地域の会議等において説明をしたが同意までは至っていない。

大株歩道についても検討グループ内で協議を続けており、令和 7 年度大枠が決定した。今後細部を詰めて協議していく。

また、令和 8 年度は関係団体からの聴取した意見をふまえ、調整していく。

現状の検討状況は次ページのとおり

# 大株歩道の特定自然観光資源の指定及び運用方法について 特定自然観光資源検討グループでの検討状況の報告

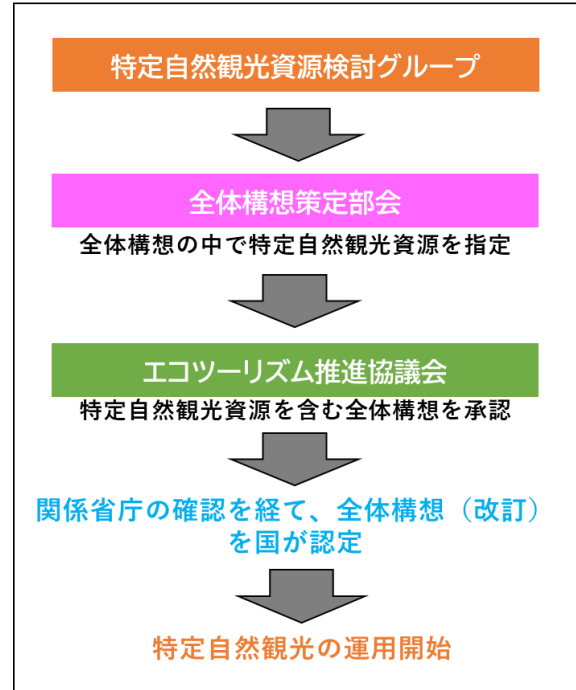
## (1) 特定自然観光資源とは

エコツーリズム推進法に基づく「エコツーリズム推進全体構想」の中で、特定のエリアを「特定自然観光資源」に指定することで、立入制限などの利用調整を行う仕組み。

これにより、法に基づき立入制限の「区域」、「期間」、「上限人数」、「立入の基準(条件)」等を決めることができる。

現在、北海道の弟子屈町硫黄山、沖縄県の西表島で運用されている。

特定自然観光の運用までの流れ（屋久島の場合）



## (2) 大株歩道を特定自然観光資源に指定する必要性について

大株歩道の特定自然観光資源の指定の是非について、令和7年度までの特定自然観光資源検討グループにおいて協議し、以下の必要性を確認した。

大株歩道では、これまでのハード・ソフト面の様々な取組により、自然環境は比較的良好に保たれている。

しかし、利用者による山岳部利用のルール・マナーの理解は十分ではなく、安全性に懸念がある登山利用も見られる。今後の利用者の増加や、利用者層の変化に備え、すべての利用者が確実にルール・マナーを遵守し、安全かつ適正に利用できる仕組みを確立する必要がある。

また、空港滑走路の延伸による観光客の増加やインバウンドの増加等が想定される中、利用による影響を増大させないための予防的な対策を取る必要がある。

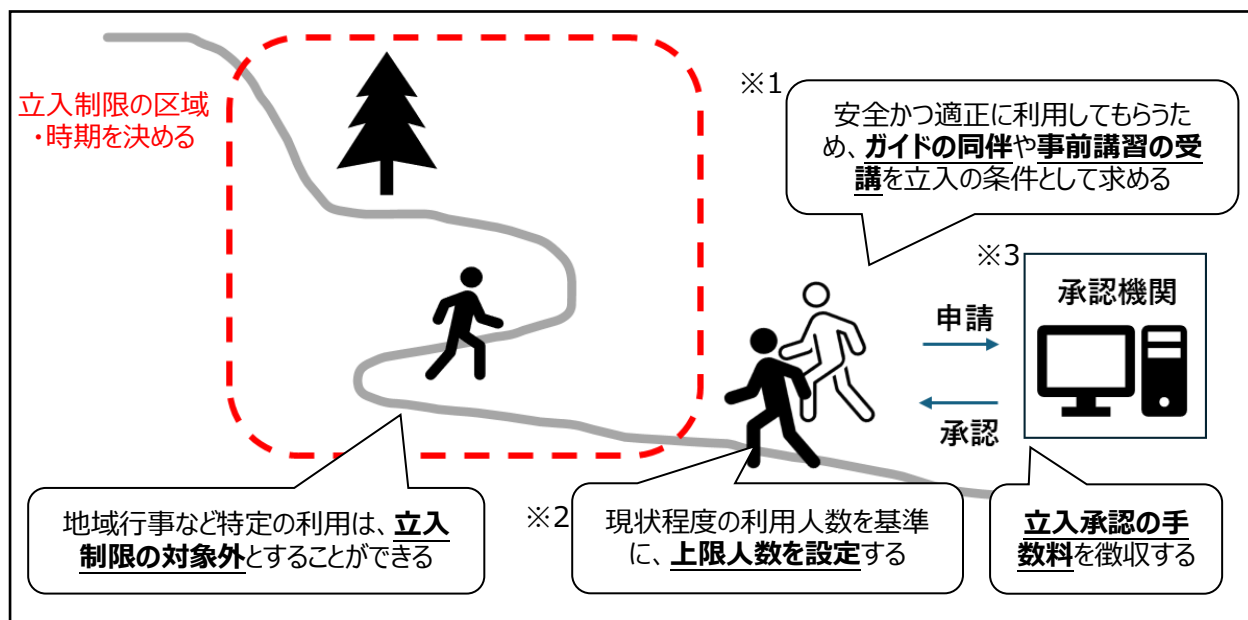
以上の必要性をふまえ、大株歩道をエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源に指定することを目指した検討を進めることとする。

### <検討にあたっての留意点>

- 上限人数等の設定にあたり、地域経済への悪影響が生じないよう、観光関係者等の意見をふまえて検討を行う。
- 公認ガイド制度等、現在運用されている制度との適切なリンクを検討する。
- 縄文杉は屋久島の自然観光の象徴であることから、本制度が導入される場合、屋久島からのメッセージとして社会に与える影響が大きいことを認識し、慎重に導入を検討する。

### (3) 大株歩道の特定自然観光資源の運用イメージ

利用者は、事前に立入の申請を行い、承認を受けて大株歩道（立入制限の区域）に入る。立入の承認にあたっては、立入承認の条件（※1）を満たしており、かつ立入の上限人数（※2）を超えていないことを確認し、町が委託する承認機関（※3）が承認する。



上：大株歩道の特定自然観光資源の運用イメージ図

### (4) 大株歩道の特定自然観光資源の運用方法について

大株歩道の特定自然観光資源の運用方法について、令和7年度の特定自然観光資源検討グループにおいて右表の1)～10)の運用方法を協議した。

次頁以降に示すのはいずれも協議中の案であり、今後の協議の結果変更される可能性がある。

1)	立入承認基準
2)	申請・承認の流れ
3)	立入制限の対象区域
4)	立入承認の適用除外
5)	立入の上限人数
6)	チェック体制
7)	立入制限の時期
8)	手数料
9)	承認システム
10)	周知方法

### 1) 立入承認基準

- 対象ガイド（※）の同伴及び動画講習を基本とする。対象ガイドの同伴が無い場合は、動画講習に加え、島内施設での事前講習の受講を義務付ける。

※対象ガイド：①公認ガイド、②公認ガイド申請手続き中の認定ガイド、③特定の講習などを受けた登録ガイド

### 2) 申請・承認の流れ

- 利用者がオンラインで立入申請を行うことを基本とする。
- 立入承認に先立ち、動画や口頭での説明・講習を行い、下表の A~D の内容を伝える。  
(A、Bについては、原則として来島前に視聴する仕組みとする)

内容	形式
A) 屋久島で山に登るということ（必要な体力・装備等、安全管理に関わる内容）	動画
B) 屋久島の海・川・山・里のこと（屋久島の自然に関する全般的な知識）	動画
C) 特定自然観光資源に関すること、利用のルール、直近の登山道の状況など	口頭
D) 冬の山に入るということ（冬季のみ実施）	動画/口頭

- 事前講習は、「環境文化村センター」および「世界自然遺産センター」での実施を基本とする。事前講習の回数は、1日数回程度、時間を決めて実施することを想定する。（その他の場所での講習の実施の可否については引き続き検討する）
- 「(ア) 対象ガイドが同伴する場合」「(イ) 対象ガイドが同伴しない場合」「(ア) 旅行会社のツアーを利用した利用者に対象ガイドが同伴する場合」のそれぞれの申請等の流れは以下の通り。

### 3) 立入制限の対象区域

- 立入制限の対象区域については、荒川登山口から縄文杉までの範囲とする。
- 高塚小屋の宿泊者による水汲みのための一時的な入域は、利用者の安全管理上必要であるため、エコツーリズム推進法施行規則第7条24項に基づき、立入制限の適用除外とする。

※エコツーリズム推進法施行規則第7条（立入りの承認を要しない行為）24項：特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ることが公益上又は社会通念上やむを得ないと市町村長が認める行為

#### 4) 立入承認の適用除外

- 以下は立入制限の対象外とする。
  - ・対象ガイド
  - ・登山道や周辺森林・施設の維持管理スタッフ
  - ・法に基づく許可を得た調査・研究
  - ・行政等の要請や依頼に基づく入山
  - ・高塚小屋宿泊者による水汲みの為の一時的な入域
  - ・ケガ等による緊急の下山時の入域
- 以下は事前の簡易な申請または届出とする方向で協議。
  - ・島内の学校行事（利用の多い時期を避けるよう依頼）
  - ・地域行事
  - ・町民

#### 5) 立入の上限人数

- 通常は500人/日を上限として運用する。ただし、登山バスの運休日翌日等の振替枠を含めて、法的な上限人数は600人とする。
- ※日帰り利用者と宿泊利用者の内訳は設けない。

#### 6) チェック体制

- ・関係者による既存業務内での緩やかなチェック体制で運用開始する。
  - ・行政機関/立入承認機関による定期的な巡視
  - ・荒川登山バスの通常業務
  - ・登山道パトロール業務
  - ・避難小屋の維持管理業務
  - ・同伴の対象ガイドによる確認 等
- ・基本はバッチによるチェックとし、バッチ制作に必要な経費は手数料として利用者から徴収することを想定する。
- ・特定自然観光資源の管理運営業務として、エコツアー法に基づく巡視を町が委託して実施することも考えられる。（受託者は、違反者に対して法に基づく退去指示を行うことができる。）

#### 7) 立入制限の時期

- 通年とする。

## 8) 手数料

### 【徴収方法】

- 制度の運用にあたり立入承認事務に関する費用が生じるため、必要な費用について手数料を徴収する。
- 徴収方法は、オンライン決済を基本とするが、オンライン決済が難しい人に対しては、銀行振込の対応を行う。
- 旅行会社の場合においても、手数料の支払方法に特別な対応は行わない。

### 【使途と金額】

- 手数料の使途は、特定自然観光資源への立入承認にかかる費目（立入承認システム運用費、手数料徴収に係る費用、ガイドの資質向上に関わる費用、事前講習費（動画制作費、人件費）、承認バッチ作成費、チェックに係る費用 など）を基本とする。また、大株歩道周辺の登山道・トイレの維持管理や、木道等の整備費等にまで使途を拡大するかについては協力金との関係性も踏まえて検討する。
- 設定金額は、対象ガイド同伴の有無で差を設ける。（ガイド同伴無しの利用は事前講習等が必要となることから、ガイド同伴無しの手数料を高く設定する）

## 9) 立入承認システム

- ・ウェブシステムにより立入申請の受付、承認を行う。
- ・法制度上は、屋久島町が立入承認主体となるが、条例により、システムの運用を含む立入承認事務一式を外部に委託する。
- ・委託先は、屋久島環境文化財団を想定する。

## 10) 周知方法

以下の取組等を通じて特定自然観光資源の運用方法について周知を図る。

場面		周知方法
旅 マエ	WEB や SNS	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光協会や町などの各関係機関 HP に立入申請手続きページへのリンクを作成</li> <li>各関係機関の SNS アカウントで周知</li> <li>各旅行サイトやガイド事業者 HP にも立入申請に関する案内の掲載を依頼</li> </ul>
	旅行会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋久島のツアーを定期的に行っている旅行会社や修学旅行を行う学校などには、ツアー造成への影響を考慮し、できる限り早期の周知と利用方法の案内を行う（理想は2年前）。</li> </ul>
	テレビなどのメディア	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道、取材の受入れ等</li> </ul>
旅 ナカ	里部	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関施設や港や空港などにチラシの掲載</li> <li>観光案内所などでの案内</li> <li>レンタカー業者に協力を依頼し、レンタカー利用時に立入承認の周知を行う</li> </ul>
	荒川登山口	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒川登山バス乗車時に乗客に申請状況を確認。未承認の場合は承認を受けてから改めて乗車することを依頼。</li> <li>貸切バスを利用するガイド事業者に対して、事前申告に関する周知を行う。また、貸切バス運用会社にも協力を依頼し、未承認のグループには承認を受けてから改めて乗車することを呼びかける。</li> </ul>
	淀川登山口	<ul style="list-style-type: none"> <li>登山口に案内看板を設置</li> <li>各バス・タクシー会社に申請の確認の協力を依頼し、未承認の場合は、遺産センターに立ち寄ってもらう</li> </ul>
	白谷雲水峡	<ul style="list-style-type: none"> <li>レク森スタッフ駐在中は、スタッフによる周知・確認を行う</li> <li>看板またはチラシの設置</li> <li>淀川登山口同様、各バス会社、タクシー会社に申請の確認を依頼</li> </ul>
旅 アト	SNS、口コミ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋久島に来島し立入申請を行った観光客に、今後屋久島に来島を希望する人に向けた情報発信に協力してもらうよう呼びかける。</li> </ul>